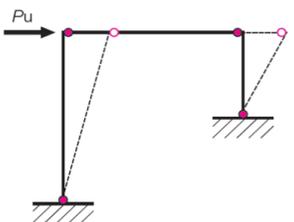
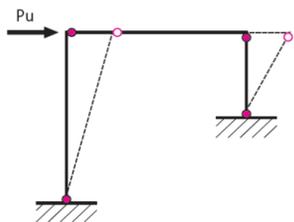
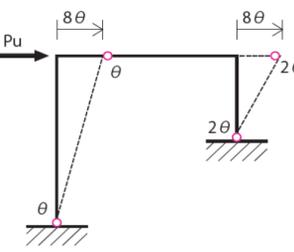
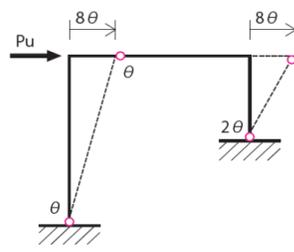


『ラクラク突破の1級建築士スピード学習帳 2026』 正誤表

2026年3月26日

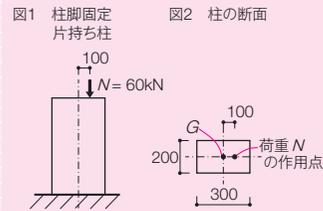
科目	頁	該当箇所	誤(訂正前)	正(訂正後)	
計画	63	建築物種別ごとの所要床面積(概算)	映画館	客席の気積4 ~ 5 m^3 /席程度	客席の気積4 ~ 5 m^3 /席程度 (※単位に誤りがありました)
			劇場・音楽堂	客席の気積6 m^3 /席以上	客席の気積6 m^3 /席以上 (※単位に誤りがありました)
計画	88	実践問題問5	問題文 キャンベル美術館(アメリカ、1972年)は……(以下省略) 解答解説 キャンベル美術館は……(以下省略)	キンベル美術館(アメリカ、1972年)は……(以下省略) キンベル美術館は……(以下省略)	
法規	208	最頻出問題問4	解答解説 令23条1項。なお、同条5項で大臣が定めた構造方法による緩和規定がある	令23条1項。なお、同条4項で大臣が定めた構造方法による緩和規定がある	
法規	217	実践問題問3	問題文	地階を除く階数が10以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備であっても、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合には、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる	地階を除く階数が11以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備であっても、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合には、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる
			解答	×	○ (※解説に訂正はありません)
法規	233	実践問題問6	解答解説 鉄筋コンクリート造で高さ20m超であり法20条二号に該当する。令81条2項二号口より、令81条2項一号イの保有水平耐力計算とする場合であっても、令36条2項一号より令82条の2の層間変形角は適用	鉄筋コンクリート造で高さ20m超であり法20条1項二号に該当する。令81条2項二号口より、令81条2項一号イの保有水平耐力計算とする場合であっても、令82条の2の層間変形角は適用	
構造	368	最頻出問題問1	選択肢・解答解説 次頁参照(選択肢1~4、および解説の計算式と図に誤りがありました)		
構造	394	最頻出問題問1	問題文	ただし、梁、柱の全塑性モーメントはそれぞれ300kN・m、500kN・mとする 図2 崩壊機構 	ただし、梁、柱の全塑性モーメントはそれぞれ300kN・m、500kN・m、200kN・mとする 図2 崩壊機構  ※ヒンジの位置に誤りがありました
			解答解説	図-① 塑性ヒンジの仮想回転と仮想仕事 	図-① 塑性ヒンジの仮想回転と仮想仕事  ※ヒンジの位置に誤りがありました
構造	456	補強コンクリートブロック造の種類・規模・壁量の表、A種の軒高	≤7	≤7.5	
施工	487	問16	解答	○ (※解説に訂正はありません)	
施工	493	3 建設業法上の規定	解説 建設業者は、元請であれ下請であれすべて、建設工事を施工するときは、工事現場に主任技術者を置く。また、特定建設業者が、元請となって発注者から直接建設工事を請け負った場合、4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上を下請に出すときは、主任技術者ではなく、工事現場に監理技術者を置く(業法26条2項)。また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者または、監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の金額について、建築一式工事にあつては8,000万円以上、建築一式工事以外の建設工事にあつては4,000万円以上とする	建設業者は、元請であれ下請であれすべて、建設工事を施工するときは、工事現場に主任技術者を置く。また、特定建設業者が、元請となって発注者から直接建設工事を請け負った場合、5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上を下請に出すときは、主任技術者ではなく、工事現場に監理技術者を置く(業法26条2項)。また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者または、監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の金額について、建築一式工事にあつては9,000万円以上、建築一式工事以外の建設工事にあつては4,500万円以上とする	
施工	495	実践問題問10	解答解説 特定建設業者と一次下請業者の間に締結した建設工事の請負代金の総額が4,500万円以上(建築一式工事では7,000万円以上、税込)となった場合に作成しなければならない	特定建設業者と一次下請業者の間に締結した建設工事の請負代金の総額が5,000万円以上(建築一式工事では8,000万円以上、税込)となった場合に作成しなければならない	
施工	495	実践問題問12	問題文	元請として診療所併用住宅の建築一式工事を施工する特定建設業者は、診療所部分に相当する請負金額が、8,000万円以上の場合、原則として、当該工事には、専任の監理技術者を置かなくてよい	元請として診療所併用住宅の建築一式工事を施工する特定建設業者は、診療所部分に相当する請負金額が、9,000万円の場合、原則として、当該工事には、専任の監理技術者を置かなくてよい
			解答解説	公共性のある建設工事(個人住宅を除くほとんどの工事)で、請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円、税込)以上の工事を施工する場合は、元請・下請にかかわらず、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で置く必要がある(業法26条・27条)	公共性のある建設工事(個人住宅を除くほとんどの工事)で、請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円、税込)以上の工事を施工する場合は、元請・下請にかかわらず、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で置く必要がある(業法26条・27条)

1 最頻出問題 | 四肢択一

QUESTION

1 図1のような柱脚固定の片持ち柱の柱頭に図心Gから100mm離れた点に鉛直荷重 $N=60\text{ kN}$ が作用している。底部における垂直応力度の分布の組み合わせとして正しいのは、次のうちどれか

	左端応力度 $\sigma (\text{N}/\text{mm}^2)$	右端応力度 $\sigma (\text{N}/\text{mm}^2)$
1	-4	6
2	-3	5
3	-2	4
4	-1	3



ANSWER

1 答えは 4

偏心荷重を受ける部材の縁応力度の問題である。鉛直荷重 N による圧縮応力度($=N/A$)と偏心荷重によって発生する縁応力度($=\frac{Ne}{Z}$)の足し合わせにより求まる(367頁参照)。

$$\sigma_c = \frac{N}{A} = \frac{60\text{ kN}}{60,000\text{ mm}^2} = 1\text{ N}/\text{mm}^2$$

$$\sigma_e = \frac{Ne}{Z} = \frac{60 \times 100\text{ kN}}{\frac{200 \times 300^2}{6}\text{ mm}^3} = 2\text{ N}/\text{mm}^2$$

$$\frac{N}{A} - \frac{Ne}{Z} = 1 - 2 = -1\text{ N}/\text{mm}^2$$

$$\frac{N}{A} + \frac{Ne}{Z} = 1 + 2 = 3\text{ N}/\text{mm}^2$$

柱脚断面の垂直応力度分布

$$\begin{aligned} \frac{N}{A} - \frac{Ne}{Z} &= 1 - 2 = -1\text{ N}/\text{mm}^2 \\ \frac{N}{A} + \frac{Ne}{Z} &= 1 + 2 = 3\text{ N}/\text{mm}^2 \end{aligned}$$